

9 中小企業対策及び産業活性化策について

(財務省、内閣官房、内閣府、経済産業省)

【内容】

- (1) 中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しいことから、引き続き、金融機関に対し、貸付条件の変更等への柔軟な対応や、新規融資を増やすことによる資金供給の一層の円滑化を促すこと。また、創業時の支援策を拡充するとともに、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や経営改善・事業再生の取組を強力に支援すること。
- (2) 消費税の引き上げにあたっては、中小・小規模事業者の経営に深刻な影響を及ぼすことがないように、「消費税転嫁対策特別措置法」に基づき、価格転嫁拒否等の行為の是正など円滑な消費税転嫁を促す措置を講ずること。
- (3) 小規模企業者等設備導入資金制度廃止に伴い、国の貸付金を都道府県が返還するに当たり、延滞債権に係る償還期間の延長を図るとともに、都道府県が、破産免責、行方不明、時効援用等の理由により、やむなく不納欠損処分を行ったもの及び貸付機関に対して都道府県が損失補償や貸倒引当金等を補てんしたものについて、国貸付金の償還が免除されるよう、各都道府県の実情に配慮した措置を講ずること。
- (4) 「地域力活用市場獲得等支援事業（営業支援拠点による地域産品等の販路開拓支援事業）」については、事業の成果を着実なものとするため、次年度以降も継続して実施すること。
- (5) 「商店街まちづくり事業」により進められている、商店街における安心安全なまちづくりのための施設整備等については、その一層の拡大を図るため、基金の積み増しと次年度への繰り越しを行い、事業を継続して実施すること。
- (6) 総合特別区域の運用について、支援措置の適用区域追加の柔軟化を図るとともに、総合特区推進調整費の活用が促進されるよう、地域への一括交付などの改善を進めること。
また、当地が推進する「アジア No1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に関し、次世代環境航空機の政府及び関係機関への導入や、海外へのトップセールスの実施により、その普及拡大を支援すること。

(背景)

国は、平成24年4月20日に、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を公表し、円滑化法終了の影響緩和に向けた各種施策を展開している。

小規模企業者等設備導入資金制度については、平成25年9月20日に、「小規模企業活性化法」が施行され、制度廃止が決定された。制度の廃止に伴い、国の貸付金を都道府県が返還することになるが、貸付金の返還に関する方針は、平成26年度中に政令で定められる予定となっている。

平成24年度国の補正予算で新規計上された「地域力活用市場獲得等支援事業（営業支援拠点による地域産品等の販路開拓支援事業）」において、愛知県商工会連合会が実施するアンテナショップ事業が採択されたが、事業実施期間が10月から2月末までと短いため、十分な成果を挙げることができない。



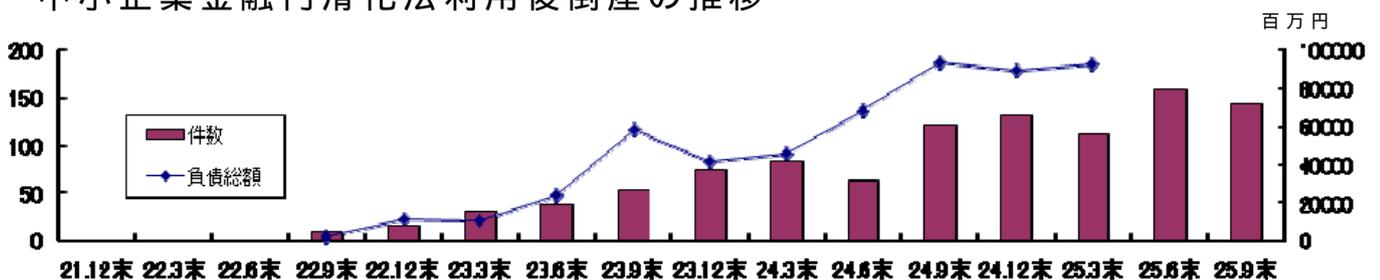
10月5日、県営名古屋空港にオープンしたアンテナショップ「まるっと！あいち」

平成24年度補正予算において、「商店街まちづくり事業」（基金200億円によるハード整備事業：補助率2/3以内）が単年度事業として新規計上されたが、厳しい経営環境にある商店街が、地域コミュニティの担い手として、地域の住民が安心・安全に生活できる環境を維持していくためには、事業の継続実施が必要となる。

総合特別区域の支援措置適用区域の指定は、年2回とされており、機動的な対応ができず、支援措置の適用にタイムラグが生じる可能性がある。また、総合特区推進調整費は、各府省の既存事業の補完にしか活用できず、利用が進んでいない（H24当初予算138億円、執行額33億円、執行率23%）。

(参 考)

中小企業金融円滑化法利用後倒産の推移



帝国データバンク「金融円滑化法利用後倒産」の動向調査
25年6月以降の負債総額は未公表